

令和6年度下半期(R6年10月1日～R7年3月31日)相談件数

【県】

相談内容 の類型 受付機関	行政機関等			事業者			雇用の 分野に關す るもの	その他	R6年度 下半期 計	R6年度
	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備				
県障がい福祉課	0	2	0	3	8	0	1	11	25	60
県教育委員会	0	2	0	0	0	0	0	1	3	3
県警察本部	0	1	2	0	0	0	0	0	3	4
計	0	5	2	3	8	0	1	12	31	67

【市町】

相談内容 の類型 受付機関	行政機関等						事業者			雇用の 分野に關 するもの	その他	R6年度 下半期 計	R6年度
	不当な差別的 取扱い		合理的な配慮		環境の整備		不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備				
	一般 行政	教育 委員会	一般 行政	教育 委員会	一般 行政	教育 委員会							
市町	0	0	1	7	0	1	1	2	0	0	1	13	28

【障がい者団体】

1 相談件数

相談内容 の類型 受付団体	行政機関等			事業者			雇用の 分野に関 するもの	R6 年度 下半期 計	R6 年度
	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備	不当な 差別的 取扱い	合理的 な配慮	環境の 整備			
三重県障害者団体連合会	0	0	0	0	1	0	1	2	4
三重県知的障害者育成会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県精神保健福祉会	0	0	0	4	0	0	1	5	7
三重県視覚障害者協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県聴覚障害者協会	0	0	0	0	0	0	0	0	1
三重難病連	0	0	0	2	1	0	3	6	12
計	0	0	0	6	2	0	5	13	24

2 相談内容

- ・水族館を訪れた男性から電話あり。館内のスロープに一般来場者がたくさん立っており通れなかった。車椅子マークも付いていたため、障がい者やハンディのある方のためのスロープと確信し、従業員に注意したところ、「そこは一般の人が観るところ」と言われた。水族館に注意してほしい。とのこと。同日すぐに、当事務局長から水族館の総務課長に電話し、改正障害者差別解消法により、令和6年4月から障がいのある方への合理的配慮の提供が民間の事業者にも義務化されているため、従業員の指導を徹底していただくよう依頼した。
- ・閉鎖病棟での入院中、人権無視のひどい扱いを受けた。退院後、フラッシュバックがおこり、生活がしづらい。
- ・医師の暴言に腹立たしく、悔しい思いをした。

- ・就労支援事業所で、働きたいと相談したが、発達障がい、自閉症と言われ、検査を受けるよう勧められた。
- ・今まで病気(クローン病)に対する理解があったが、社長が変わると、仕事内容に無理な要求が増え精神的につらい。体調不良を口頭で伝えてきたが、聞いてもらえない。いつまで身体がもつかわからない。
- ・多発性嚢胞腎のため、現在の会社は配置転換してもらい、良くしてもらっていたが、残業が多く、他の社員も皆残業しており、一人だけ早く帰ることができない。定時に薬が飲めず、体調が維持できない。思い切って上司に伝え、病気について再度認証してもらい、定時帰宅の許可が出た。
- ・特発性大腿骨頭壊死症のため、長期の休職後、職場に復帰する時、正社員からアルバイト、パートに変更すると言われた。仕事復帰しても体調を悪くする可能性や、仕事の場で事故をする恐れがあると思われるようだ。自分は信頼されていないようで残念だ。現在の職場は、辞めようと思う。